

平成20年3月6日
総務省政策統括官(統計基準担当)付
統計企画管理官室

「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討状況について

1 研究会開催の趣旨

総務省政策統括官(統計基準担当)では、統計法(平成十九年法律第五十三号)の全面施行後における政府統計関連業務を円滑に遂行できるよう、現在各種政省令等を随時整備中であるが、その一つとして、新たな制度である二次利用(統計法第三十四条の「委託による統計の作成等(以下「オーダーメイド集計」という。)」及び同法第三十五条・三十六条の「匿名データの作成・提供」)に関するガイドラインを各府省の協力を得て検討しているところ。

このガイドライン策定に当たり、運用面に関する有識者・利用者の意見・要望、技術的な助言等を得るため、平成19年10月から「統計データの二次利用促進に関する研究会」を開催。

現在までに3回開催しているが、その検討状況は以下のとおり。

2 運用面の課題に対する検討状況(議論の要約)

(1) 利用目的について

統計法では「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合」に提供できることとしているが、その具体化を検討。

- ① 調査票情報の二次利用については、調査対象者の統計調査に対する信頼に十分配慮する必要があるため、その利用目的には一定の公益性を求めることが必要。ここで言う「公益性」とは、学術論文等の形で研究成果の公表を通じて、社会に還元されることを要件とする方向。
- ② 営利企業が企業活動の一環として研究を行う場合についても、研究の成果を公開することにより学術研究の発展に資する場合であれば該当。
- ③ 学術研究とは、典型的には、大学や研究所等において教授、准教授、助教等が学術を目的として研究活動を行う場合であるが、教授、准教授、助教以外では、非常勤講師、ポストドクター、大学院生等も含める方向。
- ④ 「その他の総務省令で定める場合」として、教育目的を含める方向。

(2) 利用目的の審査について

- ① 利用目的の審査は学問の自由の観点から、行政機関が行うのではなく、第三者専門家機関が行うべきではないか、という提言もなされているが、利用目的の審査に当たっては、研究内容を審査するものではなく、
 - ア 外形的にみて研究がなされている機関かどうか
 - イ 研究の成果が社会に還元されることになるか
 - ウ データの管理がしっかりなされるか
 - エ 研究内容と利用する統計調査の関係が適切であるか等から審査されるものであることから、統計法に規定されているとおり、行政機関が判断する方向で検討。

- ② 諸外国においても、個々の利用に当たって、第三者機関が審査するというのではなく、提供機関が判断している場合が多い。

ただし、行政機関等は中立的に提供されていることを疑われないようにすることが必要であり、そのためにも、総務省が統計法の施行状況の一環として二次利用の状況についても取りまとめて、統計委員会に報告することにより、透明性を確保する方向。

(3) 利用申請事項について

- ① 申請事項としては、申請者の氏名、所属、連絡先、利用する統計調査名、利用目的(研究計画等の名称、研究計画等の概要、研究成果の取り扱い)のほか、匿名データの場合は使用場所や管理方法、オーダーメイド集計の場合は集計内容を加えたものを想定。
- ② 特に匿名データについては、申請者以外にデータに触る可能性のある者として、共同研究者や集計を依頼された者も想定。
- ③ また、管理責任者の記載の有無や、教育目的として授業で学部生に使用させることを想定した場合、利用者の範囲をどのように記載するか検討。

(4) その他運用上留意すべき事項について

- ① オーダーメイド集計においては、依頼者が考えた統計表等に対して依頼者側に著作権が発生する可能性を否定し得ないが、他の依頼者から同様な依頼があった時に応じられないなどの不都合が生じないように、申請

時に依頼者から著作権を主張しないことの承諾を得る必要。同様に民間業者へオーダーされた統計表等の作成を委託する場合においても、契約の中で著作権の有無，帰属関係を明確にしておく必要。

- ② 利用者側においては，例えば学会などにおいても匿名データを扱って分析する際の倫理規定等を設けることが重要。
- ③ 具体的にどの統計調査の匿名データを作成するかは，各行政機関等が判断することとなっているが，その際には，利用者側のニーズ把握も重要。
- ④ 仮に申請に対して応じられないケースがあった場合には，申請者に対しては，その理由を説明，申請・提供状況を外部からでも見られるよう透明性を確保。
- ⑤ 二次利用の運営に関する政府統計全体の相談・苦情等の窓口機能を設置。

※ 学生用にレプリカデータの作成等も検討。

3 今後の検討スケジュール

今後，運用面に関して更に検討を加えるとともに，匿名データ作成等の技術的観点からの検討を行った上で，平成20年6月位を目処に研究会報告を取りまとめる予定。